

令和 5 年 第 11 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 5 年 11 月 29 日（水）午後 2 時 00 分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4 階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第29号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積計画決定に係る意見聴取について	1件
議第30号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画素案に係る意見聴取について	1件
議第31号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	1件
議第32号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	2件
報第23号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について	10件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	坂崎 寛治	
2	日比野 敏夫	辞任
3	玉木 芳幸	
4	富田 良一	
5	江崎 勇	
6	東 一二三	
7	若尾 茂	
8	市原 勝美	
9	伊藤 忠義	辞任
10	梶田 達行	
11	右高 一朋	
12	若尾 武彦	
13	山内 晃三	
14	長江 弓子	
15	水口 博文	

16	加納 洋一	
17	鈴木 隆	

議長 ただいまより、令和５年第１１回農業委員会総会を開会する。本日は１５名の出席。従って、『農業委員会等に関する法律』第２７条第３項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、『多治見市農業委員会会議規則』第９条第１項による議事録署名委員を、議長から指名してよいか。

(異議なし)

議長 それでは、１１番 右高一朋 委員、１３番 山内晃三 委員、の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 これより本日の議題に入る。はじめに議第２９号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積計画決定に係る意見聴取について」と議第３０号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画素案に係る意見聴取について」について上程する。各議題には関連性があるため、一括で事務局より説明をお願いする。本案件については、１５番水口博文委員が利害関係人となるため、『農業委員会等に関する法律』第３１条により議事に参与することができないので、１５番水口博文委員は一時退室をお願いする。

(１５番 水口 博文委員 退室)

議長 それでは改めて、議第２９号、議題３０号を上程する。事務局より説明を願う。

事務局 議題２９号、農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積計画決定に係る意見聴取について多治見市から農業委員会に意見を求められたため、議題に付すもの。計画の概要については、■■■■■■■■■■■■■■■■番地の■■■■氏が農地中間管理機構を通じて利用権を設定するもの。所在地は■■■■■■■■■■■■■■■■番■■、現況は田、１４１２㎡。

計画内容は１０年間の賃貸借権の設定。■■■■■■■■が稲作を行っていたが、中間管理機構による利用権設定が行われていなかったため、改めて設定するもの。

次に議題３０号、農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画素案に係る意見聴取について多治見市から農業委員会に意見を求められたため、議題に付すもの。計画の概要については、農地

中間管理機構が■■■氏の農地を借入れ、■■■■■■■■に利用集積するというもの。所在地は■■■■■■■■■■番■、現況は田、1412 m²。計画内容は10年間の賃貸借権の設定。県が承認をすれば市が決定して告示をする。その後、中間管理機構と■■■■■■■■が利用権設定の契約を結び、県が告示を行って正式な利用権設定がなされる。

議 長 議第29号及び議第30号について一括で地元委員の意見を求める。

10 番 ここは■■■■■■■■がずっと無料で使用している状態になっていた。その為、それまでの貸地料金について、遡って支払いを行ったとの事。

所有者の■■■氏もこの状況に納得はされている様子。特に延滞料金などの話も無く、このまま問題なく手続きができるのであれば、良いかと思う。

議 長 他にご発言はないか。

委 員 (委員発言なし)

議 長 発言がないようなので、議第29号について、採決を行う。議29号について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手によって、29号は承認することに決定する。

議 長 次に、議第30号について、採決を行う。議30号について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手によって、30号は承認することに決定する。
それでは、水口委員の除席を解く。

(15 番 水口 博文委員 入室)

議長 次に、議第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程する。
議第31号について事務局から説明を願う。

事務局 議第 31 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」許可申請があったので審議を求める。

所有権移転、所在地は、■■■■丁目■■、登記簿地目は田、現況も田、面積 181 m²。譲渡人は■■■■■■■■■■丁目■-■■、■■、譲受人は、■■■■■■■■■■丁目■、■■■■。譲渡人が当該地での耕作を行わない為、譲受人が取得して耕作する。

議 長 議第 31 号について地元委員の意見を求める。

3 番 ■■■氏はすでに 20 年以上、ここで農業を行っていた。しかし、はじめとして手続きを行わねばならないということで、今回の話となっている。
今となって、新たに問題となる事はないと思われる。

議 長 他にご発言はないか。

委 員 (委員発言なし)

議 長 発言がないようなので、議第 31 号について、採決を行う。議 31 号について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手によって、31 号は承認することに決定する。

議 長 次に議第 32 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程する。議第 32 号について事務局より説明を願う。

事務局 議第 32 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請が 2 件あったので審議を求める。

申請番号 1、所有権移転、所在地は、■■■■■■■■■■-■、登記簿地目は田、現況は宅地、面積 128 m²、譲渡人は■■■■■■■■■■-■、■■■■、譲受人は、■■■■■■■■■■-■、■■■■、転用目的は住宅用地。所有者が相続の際に農地であることが判明し、今回の申請をする事になった。平成 19 年頃に土地を整地しており、始末書提出。

申請番号 2、所有権移転、所在地は、■■■■丁目■■-■、登記簿地目は田、現況も原野、面積 68 m²。■■■■丁目-■、登記簿地目は田、現況は原野、積 272 m²、2 筆計、340 m²。渡人は■■■■■■■■■■丁目■■、■■■■■■■■。譲受人は、■■■■■■■■■■丁目■番■■、■■■■、転用目的は個人住宅。

昭和50年ごろ■■■■■さんが転用の許可を得ていたがそのままになっていた。今回、■■氏が取得し住宅を建てるもの。

議 長 議第32号の事案1について地元委員の意見を求める。

15番 ■■■さんが父親から相続した事で、所有権移転の話が進む事になった。
今まで、管理がなされていなかったため、隣接する田を持っている私が草を刈るなどしていた。

議 長 他にご発言はないか。

委 員 (委員発言なし)

議 長 発言がないようなので、議第32号の事案1について、採決を行う。議第32号の事案1について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手によって、議第32号の事案1は承認することに決定する。

議 長 続けて議第32号の事案2について地元委員の意見を求めます。

委 員 この土地は以前より荒れた場所であった。このあたりにはほとんど農地は無い。

議 長 他にご発言はありませんか。

委 員 (委員発言なし)

議 長 発言がないようですので、議第32号の事案2について、採決を行います。
議第32号の事案2について、承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手・挙手多数)

議 長 ありがとうございます。全員挙手によりまして、議第32号の事案2は承認することに決定しました。

申請番号 10、所有権移転、所在地は、■■■■丁目■■、登記簿地目は畑、現況は雑種地・畑、面積 409 m²。譲渡人は、■■■■■■■■■■丁目■■-■、■■■■■■、譲受人は、■■■■■■■■■■丁目■■、(株)■■■■、転用目的は宅地造成
議 長 報第 23 号は専決事項のため、議決事項ではないが、発言があれば挙手を願う。

6 番 申請番号 7、10 の所在地を確認した。現状は、家が建つ直前の様な状況になっている。重機が入って、現地の確認をするという状態ではない。問題があっても、意見が言えないと思われる

事務局 今回のケースで言えば、9 月の終わりごろの届出であるため、この様な状況となっています。周りの農地に影響の無い届出として受けております。もしも問題が起こるような状況であれば、事務局へ通知をお願いします。

議 長 事務局でも問題がありそうならば、事前に委員への相談を願いたい。
委員も気が付いたことがあれば、事務局へ報告願いたい。

議 長 他にご発言はないか。

議 長 発言がないようなので、報第 23 号を終了する。以上をもって本日の議案を終了する。

議 長 他に議案以外で発言はないか。

委 員 (委員発言なし)

議 長 発言がないようなので、その他、事務局の方で連絡事項等あれば説明を願う。

事務局 1 月 19 日の農業委員・農地利用最適化推進委員大会について説明。
意向調査進捗状況の報告。
次回の開催日は、12 月 20 日水曜日の午後 2 時から、場所は本庁舎 4 階会議室で開催する。

議 長 それでは、以上をもって本日の第 11 回農業委員会総会を終了する。

以上

(閉会 午後 15 時 00 分)

事 務 局

事務局長	前田	剛
書記	柳生	芳憲
書記	岡田	聡
書記	堀井	憲子

令和 5 年 11 月 29 日

議事録署名

11 番

13 番

議長